

# フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル

## (目的)

第1条 本マニュアルは、平成29年(2017年)5月24日に公布された「金融商品取引法の一部を改正する法律」による金融商品取引法改正により導入されたフェア・ディスクロージャー・ルール（以下、FDルール）に対応し、投資者に対して公平な情報開示を行うことで、投資者との積極的な対話を目指すことを目的とする。そのため、業務上、特定の投資者に重要情報が伝えられた場合は、原則として同時又は速やかに他の投資者に対して同情報を公開する。

なお、本マニュアルはインサイダー取引管理規程に関連して定めるものである。

## (主管部門及び責任者)

第2条 本マニュアルの主管部門および責任者は人事総務部マネージャーとする。

## (FDルールの遵守)

第3条 本マニュアルにおいてFDルールとは、金融商品取引法第27条の36で規定する情報提供者が、取引関係者に重要情報をその業務に関して伝達する場合には、当社は、原則として当該情報伝達と同時に、当該重要情報を公表しなければならないというルールのことをいい、当社は当該ルールを遵守する。

## (重要情報の範囲)

第4条 本マニュアルにおいて「重要情報」とは、下記のいずれかに該当する情報とする。

- (1) 内部者取引管理規程別表「内部情報一覧」記載の情報
- (2) 公表前の確定的な決算情報

## (当社における情報提供者)

第5条 本マニュアルにおいて「情報提供者」とは、下記に掲げる者とする。

- (1) 当社役員及び役員に準ずる者
- (2) 従業員、使用人及び代理人のうち、第6条に定める取引関係者に情報を伝達する職務を行う者

## (取引関係者の範囲)

第6条 本マニュアルにおいて「取引関係者」とは下記に掲げる者とする。

- (1) 金融機関等（重要情報の適切な管理のために必要な措置が講じられ、かつ、金融商品取引業等以外の業務に従事している者を除く）
  - ① 金融商品取引業者（いわゆるセルサイド・アナリスト、ディーリング部門の従業員等）
  - ② 登録金融機関（銀行、信託銀行、保険会社、信用金庫等のうち登録を受けている金融機関）
  - ③ 信用格付業者等
  - ④ 投資法人
  - ⑤ 独立系アナリスト
  - ⑥ 高速取引行為者

⑦ 外国法人であって上記と同種類の業務を行う者

(2) 売買等を行う蓋然性が高い者

① 既存の株主（個人投資家を含む、株主総会出席者等）

② 適格機関投資家

③ 投資ファンド等

④ 当社の運営、業務又は財産に関する情報提供を目的とした会合の出席者

(公表)

第7条 本マニュアルにおいて「公表」とは、下記のいずれかに該当する行為をいう。

(1) EDINETによる開示

(2) T D n e tによる開示

(3) 当社WEBサイトのIR情報ページへの掲載

(管理責任者)

第8条 FDルールの管理責任者は、インサイダー取引管理規程第6条に規定する「総括管理責任者」とする。

(重要情報の管理)

第9条 第5条で定める情報提供者の範囲に該当するものは、重要情報を記載した書類等がむやみに他人の目に触れることのないように十分な管理に努めなければならない。

2. 第5条で定める情報提供者の範囲に該当するものは、第6条で定める取引関係者の範囲に該当するものと会合等を実施する場合は事前に総括管理責任者に報告するとともに、提示する資料について総括管理責任者の確認を実施する。

(公表の必要性の判断)

第9条 総括管理責任者は、前条の事前の提示を受けた場合、資料に重要情報が含まれているか否かを判断する。

2. 総括管理責任者は、前項によって重要情報が含まれていると判断した場合には、当該情報提供者と協議し、下記のいずれかの措置を講じることとする。

(1) 情報提供者に対して資料から当該重要情報を削除することを指示し、削除されたことを会合等実施前に確認する措置

(2) 会合等の相手方と、重要情報が公表される前に、重要情報に関する秘密を他に漏らしてはならない義務および当社株式に係る売買等をしてはならない義務を内容とする契約を締結する、あるいは既に当該内容の契約が存在することを確認する措置

(3) 会合等と同時に当該重要情報を公表する措置

3. 前項(2)の措置を講じた場合であって、相手方が守秘義務あるいは売買を行わない義務に違反したことを当社が知った際には、下記のやむを得ない理由がある場合を除き、速やかに当該重要情報を公表する。

当該重要情報を公表することにより、

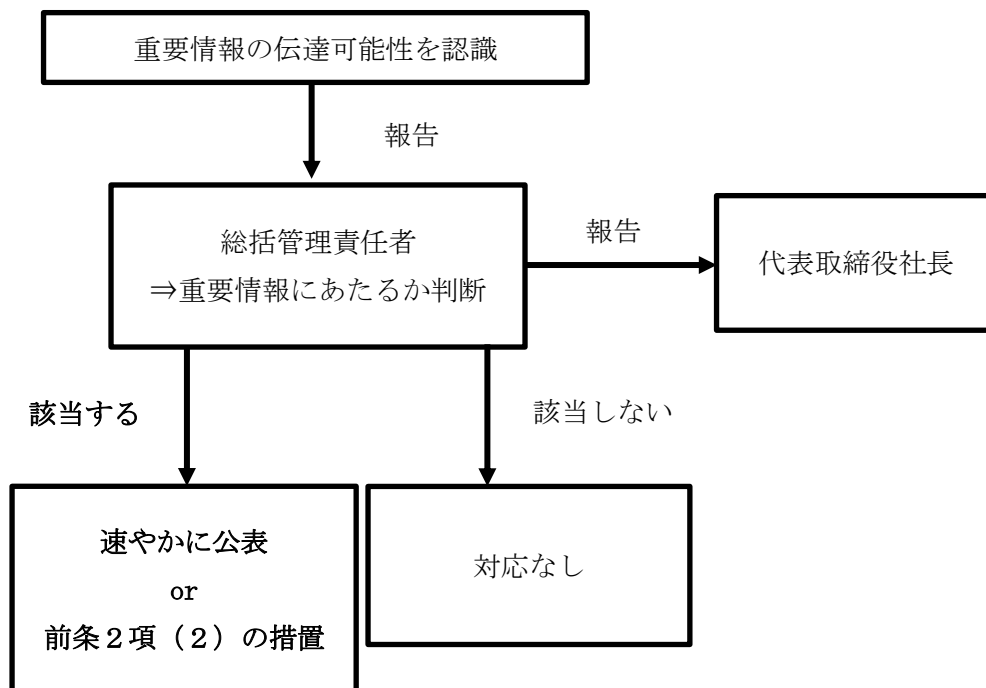
① 合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡・譲受け、公開買付け、子会社・孫会社の異動を伴う株式・持分の譲渡・取得、破産・再生・更生手続開始の申立て、資本・業務提携・提携解消

② 募集、売出し等

の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあるとき。

(重要情報の伝達可能性を認識した場合の対応)

第10条 当社にて公表前の重要情報が取引関係者に伝達された可能性を認識した場合には、下記の対応を行う。



(本マニュアルの周知)

第11条 総括管理責任者は、情報提供者に対して本マニュアルの内容を周知する。

(改定)

第12条 このマニュアルは金融商品取引法の改正や上場会社のFDルールへの対応状況の変化等を勘案し、改定を行うことがある。また、本マニュアルの内容と金融商品取引法の定めとの間に齟齬が生じる場合には、このような改定の有無にかかわらず金融商品取引法の定めが優先するものとし、遅滞なく改定を行うものとする。

(附則)

1. 本マニュアルの変更は、経営管理本部本部長の決裁によるものとする。
2. 本マニュアルは、当社の発行する株式が東京証券取引所に上場された日より実施する。
3. 本マニュアルは、令和元年11月20日に制定する。